

法第17条の8第2項に定める
負担金条例制定までの経緯

大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画

○大阪市は、地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設以前に、地方自治法の分担金制度を活用して「うめきた地区」で分担金を徴収していた（大阪版B I D制度）
※H27.4.1 分担金条例施行



57

- 国による制度創設後、R2・R3と2年間かけて、制度導入に向けた社会実験を実施（受益事業者の範囲、受益の推定、資金計画などを検討）
- R4に活動計画の認定及び条例制定（議会の議決）
- 「大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例」では、①負担金を徴収する受益事業者の範囲、②負担金の額及び③徴収方法等を定めている

健康増進イベント「梅田あるくフェス」の実施（10月頃の1か月間）

（1）健康をテーマとした「運動」「食」「心」にまつわる出店（特設3会場）

- ① JR大阪駅（大阪ステーションシティ）付近
「運動」「身体」の健康をテーマに身体を使った測定等の体験型コンテンツ
- ② 阪急うめだ本店（大阪梅田ツインタワーズ・ノース）付近
「食」の健康をテーマに防災やニューノーマルな食事をテーマに楽しめるコンテンツ
- ③ 阪神梅田本店（大阪梅田ツインタワーズ・サウス）付近
「心」の健康をテーマに心と身体がリフレッシュできる体験型コンテンツ

（2）まち巡りラリー（回遊促進施策）
各会場のポイントを巡る専用アプリを活用したデジタルスタンプラリー

受益事業者 = 大規模小売店舗※への不動産賃貸事業者（負担金徴収対象）

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪ターミナルビル株式会社 2 阪急電鉄株式会社 3 阪神電気鉄道株式会社 | ※活動区域内における大規模小売店舗
<ol style="list-style-type: none"> 1 ルクア（イーレ含）、大丸梅田店 2 阪急百貨店 3 阪神百貨店 |
|---|--|

受益の推定（徴収できる負担金の範囲）

イベント開催による来訪者数増加に伴う売上増に係る不動産賃料の上昇額
 = ①イベント来訪者数 × ②1人当たりの消費額 × ③賃料水準（%）
 = 14,116人 × 6,600円 × 7% = **6,521,000円** ※2021年度社会実験結果等による

資金計画 (千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
収入の部	11,700	11,700	11,700	11,700
交付金	6,521	6,521	6,521	6,521
自己資金	5,179	5,179	5,179	5,179
支出の部	11,700	11,700	11,700	11,700
事業実費	7,300	7,300	7,300	7,300
プロジェク外委託費	3,080	3,080	3,080	3,080
効果測定費	1,320	1,320	1,320	1,320

2.更新手続きについて（現行制度の考え方／ご提案への回答）

<現行制度の考え方>

- 本制度は、金銭の強制徴収を伴う制度である点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、負担金の徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、計画期間終了後に活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当。
- このため、まちづくりに関する計画の評価・見直しや団体のガバナンス確保といった類似の観点で設けられた国内他制度の計画期間の年数の上限等も参考にしながら、計画期間の上限を設けている。
 - ・ 国内の他制度における計画期間の年数の上限は以下のとおり

58

制度	計画期間の年数の上限	根拠条項
立地適正化計画	おおむね5年ごとに、計画の実施状況について評価等を行い、必要に応じて変更を行う	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第84条第1項
NPO法人に係る公益認定	有効期間が5年	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第1項

（参考：ニューヨーク、イングランド、ハンブルクにおけるBIDの期限も5年程度）

- なお、認定後においても、無条件に記載された計画期間中の継続が保証されているわけではなく、受益事業者の3分の1を超える同意を得た上で、認定の取り消しの請求がなされた場合、当該認定は取り消されるため、継続的に同意の状況を確認していく必要がある制度となっている。

<回答>

○ 公権力の行使による負担金徴収を可能とする活動計画の期間について、何ら制限なくエリアマネジメント団体等の判断で設定できることとするのは適当ではなく、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、活動計画の期間を5年間から地域の実情に応じた期間へと見直すことは困難であると考えます。

<参考> 受益者負担金制度とは

○受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

【既存の法令の例】

○道路法・河川法等、公物管理法を中心として、様々な法令に位置付け

○特に、**都市計画法**の受益者負担金制度、**地方自治法**の分担金制度を活用した**下水道整備に係る受益者負担金**は数多くの自治体で活用(平成27年度末時点で1281団体にて活用)

⑧【参考】下水道整備に係る受益者負担金制度の考え方

- ・下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する
- ・その結果として、当該地域の資産価値が増加する
- ・また、資産価値の増加という利益を受ける者の範囲は、公共下水道が整備される地域として明確である

→**受益者負担金制度がなじむ**

※具体的な制度の内容は各自治体の条例に委ねられるが、標準的な考え方は以下の通り。

○賦課対象区域： 公共下水道の排水区域

○受益者の範囲： 公共下水道の排水区域内の土地の所有者(ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用貸主又は貸借人)